役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人朝日国際教育財団（以下「この法人」という。）の定款第 14 条及び第 27 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　評議員とは、定款第 11 条に基づき置かれる者をいう。

(3)　報酬とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。

(4)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、役員に対し理事会出席等、出席の都度、定額の報酬を支払うことができる。

２　評議員には、評議員会出席等、出席の都度、定額の報酬を支払うことができる。

３　この法人は、役員及び評議員に対し賞与及び退職金は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第４条　この法人の役員及び評議員に対する報酬額は、１人、１日あたり 20,000 円（源泉所得税控除後の金額）とする。

２　この法人の役員に対する報酬は、1 人あたり年度総額 200,000 円（源泉所得税控除後の金額）を超えないものとする。

３　この法人の評議員に対する報酬は、定款第 14 条第 2 項の規定に基づき、各年度の総額が 1,200,000 円（源泉所得税控除後の金額）を超えない範囲で支給する。

（報酬の支給日）
第５条 報酬は、職務執行の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）
第６条　報酬は通貨をもって本人に支給する。
２　報酬は、法令の定めるところにより所得税等を控除して支給する。

（費　用）
第７条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（改　廃）
第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則
この規程は、平成 23 年 12 月　7 日から施行する。
平成 25 年 3 月 4 日　改訂
平成 25 年 11 月 9 日　改訂
平成 29 年 11 月 18 日　改訂
令和 6 年 3 月 6 日　改訂　令和 6 年 4 月 1 日　施行
令和 7 年 7 月 8 日　改訂